

生産性向上設備投資促進税制

KURODA

クロダの平面研削盤が当税制の「先端設備」該当機種に登録されました。

- 先端設備、生産ラインやオペレーションの刷新・改善のための設備投資を、**即時償却**又は**5%税制額控除**という、異次元の優遇措置で支援。
- 製造業のみならず、物流・流通サービス業をはじめとする**非製造業**も活用可能。
- 法律上の**計画認定を要しない**簡便な手続き。産業競争力強化法案の施工日から**前倒し適用**。

対象設備

○旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル



GS-45シリーズ

(450×150)
GS-45FL II/R II/hs
GS-45HL/R
GS-45ML/R
GS-30HL



GS-PF IIシリーズ

GS-52PF II (500×200)
GS-63PF II (600×300)
GS-64PF II (600×400)
GS-65PF II (600×500)



GS-BMシリーズ

(450×150)
GS-BM3/L (-i)
GS-BMH/L (-i)
GS-BMHF/L (-i)
(対応仕様に限る)

税制措置

(注)産業競争力強化法の施工日からの適用

施工日2014年1月20日
クロダの平面研削盤については2014年4月以降の出荷分が対象となります。(対象機種)

	H25 年度中 (注)	H26 年度	H27 年度	H28 年度
特別 償却	即時	即時	即時	50%
税制 控除	5%	5%	5%	4%

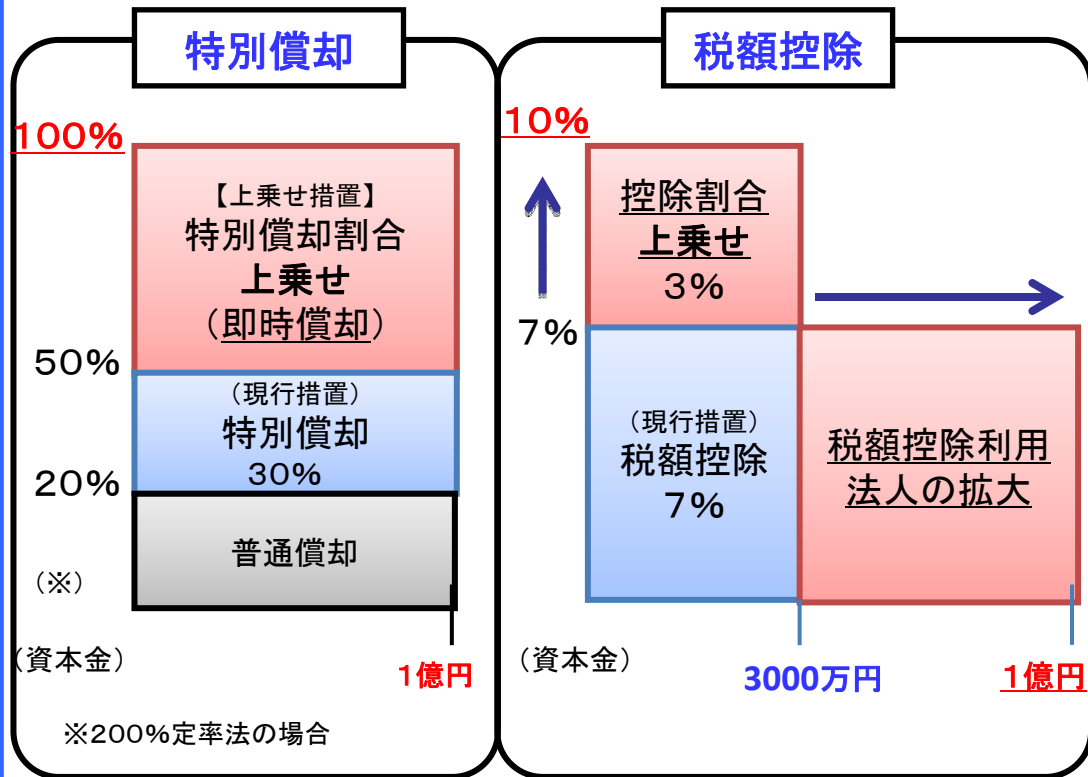
該当機種は右記税制の優遇措置が受けられます。優遇措置を受ける為には該当を証明書類が必要になりますが、弊社が責任を持って発行業務を代行させていただきます。詳しい内容につきましては貴社経理担当者にご確認下さい。

中小企業投資促進税制上乗せ措置

上乗せ措置について

対象業種：ほぼ全業種

対象事業者：中小企業者（資本金1億円以下）



上乗せ措置対象設備

工作機械については日本工作機械工業会はメーカーが「**先端設備**」として登録申請をして該当品と認められた設備。

納入設置後メーカーが工業会から証明書の発行を受けてユーザー様にお届けします。

- ① 資本金3000万円以下の法人及び個人事業主
→ 即時償却と税額控除10%との選択適用
- ② 資本金3000万円～1億円の法人
→ 即時償却と税額控除7%との選択適用

黒田精工株式会社